

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定	一	○環境影響評価方法書を作成した旨の公告	三
○結核指定医療機関の指定	一	○開発行為に関する工事の完了	四
○結核指定医療機関の指定辞退	二	○右 同	四
○貸金業の規制等に関する法律の第三十七条第一項の規定に基づく登録の取消し	二	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	五
〈公 告〉		〈収用委員会公告〉	
○争議行為の通知の公表	三	○裁決手続の開始	六
○地域森林計画の変更案の縦覧	三	○審理の開始	一〇
○右 同	三	〈雑 報〉	
○右 同	三	○理容師試験及び美容師試験の実施	一一

## 告 示

奈良県告示第三百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
西村忠己	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	耳鼻咽喉科（聴 覚障害、平衡機 能障害、音声機 能障害、言語機 能障害及びそし やく機能障害）	平成十六年 十月二十六 日
上野慶太	うえの耳鼻咽喉科	香芝市瓦口二三一 五 香芝木材壱番 館一階	耳鼻咽喉科（聴 覚障害、平衡機 能障害、音声機 能障害、言語機 能障害及びそし やく機能障害）	平成十六年 十月二十六 日
澤西雄一郎	済生会御所病院	御所市三室二〇	耳鼻咽喉科（聴 覚障害及び平衡 機能障害）	平成十六年 十月二十六 日

奈良県告示第三百九十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こじか薬局生駒南田原	生駒市南田原町一九七七	平成十六年十月八日

店	はへの医院	北葛城郡河合町星和台一―三―一八	平成十六年十月十二日
宮本医院	檀原市葛本町三六四―一	檀原市葛本町三六四―一	平成十六年十月十五日
医療法人拓誠会 辻村病院	宇陀郡菟田野町松井七―一	宇陀郡菟田野町松井七―一	平成十六年十月十五日
大月診療所	桜井市谷九七番地九八番地合併六	桜井市谷九七番地九八番地合併六	平成十六年十月十八日
辻医院	桜井市巻野内二二六―一	桜井市巻野内二二六―一	平成十六年十一月一日

奈良県告示第三百九十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	辞退年月日
辻医院	桜井市巻ノ内二二六―一	平成十六年八月二十四日
菟田野辻村病院	宇陀郡菟田野町松井七―一	平成十五年十月一日

宮本医院	檀原市葛本町三六四―一	檀原市葛本町三六四―一	平成十六年九月三十日
米田医院	桜井市桜井五二六	桜井市桜井五二六	平成十六年十一月一日
大月診療所	桜井市谷九七―六（駅前西通り）	桜井市谷九七―六（駅前西通り）	平成十六年十月三十一日
サン薬局田原本店	磯城郡田原本町新町三三―一	磯城郡田原本町新町三三―一	平成十六年八月三十一日
店	生駒市南田原町一九七七	生駒市南田原町一九七七	平成十六年九月三十日
さない内科医院	香芝市真美ヶ丘四丁目一六―一	香芝市真美ヶ丘四丁目一六―一	平成十六年九月三十日

奈良県告示第三百九十四号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次の者の登録を取り消した。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 被処分者
- 商号又は名称 ユーローン
  - 氏名 松岡 美則
  - 主たる営業所の所在地 御所市四〇二番地五
  - 登録番号 奈良県知事（三）第〇〇八九七号

登録年月日 平成十四年二月六日  
処分年月日  
平成十六年十一月四日

公 告

奈良市西木辻町二〇〇岡谷会本館二階の奈良県医療労働組合連合会執行委員長上村啓子から平成十六年十月二十八日付けで、次のとおり争議行為を行うと通知がありました。  
平成十六年十一月九日

一 事件

奈良県知事 柿 本 善 也

1 年金法改悪の撤回、医療・介護保険制度の大改悪反対、安全・安心の医療・看護・介護の確立

2 年金改善をはかる賃金と雇用の確保、生活を守る年末一時金の獲得、査定減額反対

3 増員、労働条件改善、人減らし「合理化」・業務委託反対、医療業務の直営原則の厳守

4 国公立・公的医療機関の統廃合「合理化」反対、存続・拡充と雇用の確保

5 二〇〇万人以上看護体制を保障する「新需給見通し」策定。二年課程通信制の各県一校開設と受講保障・支援措置の確立

二 日時  
平成十六年十一月十一日（木）午前八時三〇分以降、妥結に至るまでの間、連日または短時間。

三 場所  
1 岡谷医療労働組合の関係施設及び職場

奈良市南京終町一丁目二五一一  
おかたに病院

奈良市西木辻町一一〇一四  
八軒町診療所

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館一階

デイサービスセンターせいび  
奈良市高畑町九五一一  
高畑診療所  
奈良市芝辻町四丁目七一二  
新大宮診療所

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により大和・木津川森林計画区について地域森林計画を変更するので、公告します。

なお、当該地域森林計画の案は、奈良県農林部林政課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。  
平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿 本 善 也

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により北山・十津川森林計画区について地域森林計画を変更するので、公告します。

なお、当該地域森林計画の案は、奈良県農林部林政課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。  
平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿 本 善 也

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十九条の四第一項の規定により吉野森林計画区について地域森林計画を変更するので、公告します。

なお、当該地域森林計画の案は、奈良県農林部林政課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。  
平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿 本 善 也

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十条第二項の

規定により読み替えて適用される第五条第一項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

一 都市計画決定権者の名称  
奈良県

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 京奈和自動車道（大和北道路）（仮称）

2 種類 一般国道（自動車専用道路）の新設

3 規模 道路延長 約十二キロメートル、車線数 四車線

起点 奈良県奈良市付近

終点 奈良県大和郡山市付近

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

奈良市、大和郡山市、天理市及び京都府相楽郡木津町

四 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

奈良市、大和郡山市、天理市及び京都府相楽郡木津町

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

1 場所 奈良県庁東棟県政情報センター、奈良県土木部都市計画課、奈良市都市計画課、大和郡山市まちづくり推進部都市計画課、天理市建設部都市計画課及び国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所調査第二課

2 縦覧期間 平成十六年十一月九日（火）から同年十二月八日（水）まで

3 時間 午前九時から午後五時まで

六 意見書の提出

方法書について環境保全の見地からの意見を有する者は、文書にて知事あてに意見書を提出することができます。

七 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

1 提出期限 平成十六年十二月二十二日（水）

2 提出先 奈良県土木部都市計画課

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

3 記載事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の提出の対象である方法書の名称

(三) 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由も含めて記載するものとする。）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年七月五日第七四一二三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月一日第六一二三三三号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市弁之庄三七九番地ノ二及び三八〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内六〇一番地

和平製薬株式会社 取締役社長 岡井喜代次

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十六年十一月九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

<p>平成十六年七月六日郡土第三一七号 平成十六年十月二十一日郡土第三一七一号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十七日郡土第三八六号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十七日郡土第一一八号 三 開発区域に含まれる地域 生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目一五七八番地ノ一及び一五七九番地ノ一 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目四番地ノ二八 堀井庄三郎 五 公共施設の種類、位置及び区域 下水道 生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目一五七八番地ノ一の一部</p>	<p>に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目D1書籍に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ(県庁主棟1階) 電話 0742-27-8908(直通)</p> <p>(4) この公告に示した調達物品について、確実に調達し納入できる者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品に係る整理、装備及びデータ登録業務に関する仕様に合致した作業を付加し、確実に納入することを確認できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局生涯学習課 図書館グループ(県庁主棟2階) 電話 0742-27-9839(直通)</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成16年11月16日 午前10時 奈良県庁62会議室(県庁主棟6階)</p> <p>3 入札開札の日時及び場所</p>
<p>物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。 平成16年11月9日 奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容 1 入札物件 (仮称) 奈良県立図書館資料整備事業 2 入札物件の数量及び特質 (仮称) 奈良県立図書館資料整備事業に係る書籍 入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>3 納入期限 平成17年3月31日</p> <p>4 納入場所 奈良市大安寺西1丁目 (仮称) 奈良県立図書館内の指定する場所</p> <p>5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額</p>	

平成16年12月22日 午前10時  
奈良県出納局総務課入札室 (県庁主棟1階)

4 郵便による入札  
入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「(仮称)奈良県立図書館資料整備事業入札書」と朱書して、平成16年12月21日までに到着するようにしてください。

4 その他  
1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金  
免除します。

3 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。

4 入札者に要求される事項  
(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、入札参加申込兼資格確認申請をすとともに、調達物品に係る納入及び仕様書の規格に合致した整理、装備及びデータ登録を行い、確実に納入し得ることを確認する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。  
(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効  
この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否  
要しませす。

7 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等  
この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無  
無

10 その他  
詳細は、入札説明書によりませす。

第5 Summary  
1 Nature and quantity : Purchase of books, Nara Prefectural Library and Information Center (Tentative name)

2 Time Limit of Tender (by hand) : December 22, 2004 10:00 a.m.  
3 Time Limit of Tender (by mail) : December 21, 2004

4 Contact point for the notice : Nara Prefectural Board of Education, Lifelong Learning Division, Library Section  
30 Noborijoji-cho Nara City Nara Pref. 630-8502 JAPAN  
TEL 0742-27-9839 (direct line)

**収用委員会公告**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成16年11月9日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
(1) 一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「大和・御所道路(大和区間)」・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで)  
(2) 一般国道24号改築工事(奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事
- 3 決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂

地番	地目	登記簿上の地積(m <sup>2</sup> )	実測地積(m <sup>2</sup> )	収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
7番	ため池	31,487	47,669.89	10,925.98	971.74
	堤	12,492			

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明。ただし、	
中井 平治	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂491番地
片山 ヒデ	奈良県磯城郡川西町大字結崎1324番地
片山 豊正	奈良県磯城郡川西町大字結崎1324番地の1
片山 福	奈良県磯城郡川西町大字結崎1334番地の1
片山 雄義	奈良県宇陀郡榛原町ひのき坂3丁目6番地の7
岩崎 智津子	大阪府東大阪市布市町3丁目8番58号
片山 太久次	奈良県磯城郡川西町大字結崎1334番地の1
片山 幾美	奈良県奈良市法蓮町986番地
武村 幸子	大阪府東大阪市小若江1丁目9番40号
片山 知子	奈良県奈良市法蓮町986番地
森村 経男	京都府京田辺市興戸東垣内25番地

利江 植松 日下 中塚 富井 吉川 森内 森内 丹羽 丹羽 竹原 森 小野 森 吉川 森 森 森 久司 河野 廣岡 廣岡 廣岡 神近 平井 丹羽 丹羽 小松 丹羽 辰巳 柏原 幕谷 丹羽 大矢 利江 道子 節子 莊輔 きさ 正義 正一 正敏 孝一 敬一 淑子 重信 静子 和枝 雅子 秀樹 延樹 秀樹 久司 加代子 節子 貴美子 秀則 秀章 妻子 憲一 猛 清 孝江 聡 勝子 正子 貞男 充子 浩平 富七川 辰巳 辰巳 奇 恵子 弘 奇 男

大阪府大阪市天王寺区味原町9番1号  
 東京都世田谷区奥沢2丁目38番1-506号  
 兵庫県尼崎市武庫之荘4丁目7番19号  
 奈良県磯城郡川西町大字結崎1107番地  
 京都府相楽郡精華町大字北箱八間小字姥山6番地 ケア  
 ハウス特の園  
 奈良県磯城郡川西町大字結崎210番地  
 奈良県磯城郡川西町大字結崎95番地  
 奈良県磯城郡川西町大字結崎94番地  
 大阪府大阪市中央区瓦町1丁目6番1-4701号  
 奈良県奈良市あやめ池南一丁目8番26号  
 大阪府四條畷市田原台二丁目4番19号  
 大阪府大阪市西成区玉出東1丁目7番4号  
 大阪府池田市旭丘3丁目1番24号  
 京都府京都市西京区大原野上里鳥見町15番地の2  
 大阪府東大阪市加納7丁目25番1-710号  
 京都府京都市西京区大原野上里鳥見町15番地の2  
 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘3丁目2番25号  
 兵庫県神戸市北区星和台1丁目3番地の28  
 埼玉県八潮市八潮三丁目12番地22  
 大阪府大阪市生野区舍利寺1丁目1番18号  
 奈良県大和郡山南市小南町488番地の7  
 奈良県大和郡山南市小南町488番地の7  
 奈良県大和郡山南市額田部北町226番地の2  
 大阪府大阪市城東区東中浜9丁目2番25-402号  
 大阪府東大阪市岸田堂南町10番25号  
 神奈川県横浜市長沢区金沢町184番地の35  
 奈良県生駒市青山台117番地65  
 東京都小金井市前原町3丁目40番1-903号 小金  
 井ヌカイコーポラス  
 神奈川県海老名市河原口253番地の6  
 奈良県橿原市葛本町536番地の7  
 奈良県橿原市十市町1185番地の5  
 奈良県桜井市大字栗殿553番地  
 奈良県生駒市青山台1117番地65  
 奈良県橿原市木原町175番地の1 ヴァイラル大和6  
 17号  
 奈良県磯城郡川西町大字結崎365番地の1  
 奈良県磯城郡三宅町大字屏風390番地  
 奈良県磯城郡三宅町大字屏風390番地

株式会社 栄 産 業

中口 千賀子 安川 幸子 松村 静子 松村 康司 松村 光庸 谷口 光甫 沢田 貴 不在者 財産管理人 弁護士 林 佐智代	奈良県桜井市大字三輪346番地 奈良県葛城市大字董136番地 奈良県磯城郡三宅町大字屏風354番地 三重県名張市桔梗が丘5番町103街区28番地 大阪府大阪市住之江区西住之江1丁目6番7号 大阪府大阪市阿倍野区北畠3丁目11番3号 大阪府大阪市北区西天満2丁目9番14号北ビル3号館 204号室	大阪府箕面市福6丁目11番20号 神奈川県川崎市麻生区王禅寺東2丁目35番21号 埼玉県草加市青柳6丁目18番15号 埼玉県草加市青柳6丁目18番15号 埼玉県草加市青柳6丁目18番15号 大阪府豊中市中桜塚2丁目6番15号 奈良県天理市豊田町833番地 奈良県天理市豊田町833番地 大阪府箕面市半町3丁目5番C-2003号 奈良県大和郡山市昭和町1番地の6 奈良県奈良市登美ヶ丘五丁目15番14号 大阪府大阪市東成区中本3丁目13番18号 大阪府守口市大宮通4丁目8番32号 兵庫県宝塚市川面5丁目4番17-2003号 大阪府吹田市竹見台2丁目1番C12-1008号 滋賀県草津市西浜川1丁目20番10号 大阪府大阪市生野区新今里2丁目9番20号 奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目8番地の30 大阪府大阪市生野区新今里2丁目9番20号 奈良県磯城郡三宅町大字屏風386番地 奈良県磯城郡三宅町大字屏風386番地 奈良県磯城郡三宅町大字松本374番地 奈良県磯城郡三宅町大字屏風117番地 奈良県奈良市西大寺芝町一丁目10番49号 奈良県奈良市宝来三丁目6番13号 東京都渋谷区広尾5丁目3番2号 東京都世田谷区経堂4丁目29番16号 東京都世田谷区上馬4丁目29番16号 東京都立川市砂川町7丁目20番地の14 東京都八王子市散田町4丁目37番13号 奈良県磯城郡三宅町大字屏風364番地	辰巳 八千代 北川 悦子 吉井 千鶴子 冬木 則夫 馬場 誠 馬場 洋三 矢追 愛子 矢追 善郎 長谷川 良子 向井 啓子 矢追 善也 石川 敬彦 安村 清治 志野 初子 中 匡佑 中 吉正	奈良県磯城郡三宅町大字屏風364番地 奈良県生駒郡平群町大字福貴1049番地の90 奈良県大和高田市東中一丁目7番31号 奈良県天理市岸田町734番地 奈良県磯城郡三宅町大字屏風384番地 千葉県印西市小倉台四丁目1番地1棟403号 千葉県木更津市八幡台5丁目34番4号 奈良県磯城郡三宅町大字屏風341.342.343番地の1 奈良県大和郡山市千日町21番地の7 大阪府大阪市港区築港3丁目3番2-105号 奈良県宇陀郡榛原町大字萩原2504番地 兵庫県西宮市岡田山6番42号 奈良県磯城郡三宅町大字三河623番地 奈良県磯城郡三宅町大字三河598番地 京都府京都市中京区壬生御所ノ内町12番地 兵庫県西宮市堤町2番31号 神奈川県川崎市中原区下小田中6丁目15番29-100号
浦 美代子 吉川 健一 木下 節子 山本 和子 田中 清子 光吉 美代子 吉川 貴子 今川 泰義 吉川 久二郎 吉田 幸恵 吉田 幸恵 榎木 豊子 森 まさ子 八尾 紀夫 塚田 和子 芝橋 公子 植木 不二子 芝橋 隆志 芝橋 良治 辰巳 秀子 辰巳 陽子	上村 晨 志野 清經 高天 登紀 志野 佳嗣 末国 光世 藤田 元美 志野 庄亮 島田 雅之 島田 文夫 堀口 裕司 堀口 雅司 前田 眞佐子 堀口 晴弘 中井 光枝 中井 章江 中井 基雄 中井 正広 中井 己喜夫 高島 和子 西川 敏子	奈良県奈良市疋田町一丁目3番19号 奈良県北葛城郡河合町星和台2丁目20番地7 奈良県奈良市北市町89番地 奈良県磯城郡三宅町大字但馬271番地 奈良県大和高田市東中一丁目10番2号 奈良県大和郡山市堺町9番地 北村 善重 方 奈良県磯城郡三宅町大字但馬55番地 奈良県磯城郡三宅町大字但馬64番地 奈良県磯城郡三宅町大字但馬59番地 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂518番地 京都府京都市伏見区深草泓ノ壺町33番地の1 グラウンドムール伏見北604号 大阪府大阪市東成区中道4丁目12番24号 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂530番地の4 京都府京都市上京区大宮通今出川上る観世町117番地 奈良県奈良市芝新屋町17番地 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町91番地の17 京都府京都市左京区下鴨北園町104番地 京都府京都市左京区北白川山田町64番地 兵庫県姫路市飾磨区天神58番地 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂953番地		



西川 久美子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂953番地
吉田 恵美子	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1122番地2
西川 由美子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂735番地の1
片山 美智子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂953番地の1
鍋島 文子	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧101-302号
國田 俊子	兵庫県宝塚市仁川北3丁目5番1号
西川 ハナ子	奈良県北葛城郡広陵町馬見北6丁目10番25号
鶴原 志のぶ	奈良県奈良市学園北二丁目9番4号
吉井 文	奈良県北葛城郡広陵町馬見北6丁目10番25号
西川 哲男	大阪府八尾市南本町1丁目5番14号
乾田 幸司	奈良県橿原市白檀町6丁目18番地16号
森内 春子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂512番地
中井 克弥	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂497番地
大浦 美津栄	奈良県桜井市大字鹿路77番地
中井 千賀子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂497番地
近藤 千詩子	大阪府大阪市都島区都島本通3丁目7番18号
庄村 登喜子	千葉県市原市姉崎1825番地19
近藤 智嘉子	大阪府大阪市都島区都島本通3丁目6番2号
近藤 泰通	大阪府大阪市都島区都島本通3丁目7番18号
安井 壽弘幸	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂399番地の4
安井 美代子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂399番地の4
富永 映子	兵庫県西宮市戸田町6番17号
安井 義雄	大阪府高槻市野田2丁目10番8号
安井 孝二	兵庫県西宮市戸田町6番17号
坂口 尚宏	兵庫県西宮市泉町4番5-206号
南浦 俊子	兵庫県尼崎市尾浜町3丁目32番4-511号
南浦 良郎	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂611番地
南浦 玲子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂611番地
喜多 節子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂611番地
上村 佳由	東京都稲城市大丸3114番地の4
山村 恵津子	多摩905
岡本 幸雄	奈良県磯城郡田原本町680番地
岡本 晴子	奈良県北葛城郡広陵町大字沢939番地
岡本 皓治	奈良県磯城郡田原本町大字東井上402番地の1
岡本 幸子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂469番地
岡本 實	奈良県天理市三島町433番地2
木村 文子	奈良県天理市三島町433番地2
	奈良県磯城郡田原本町大字千代711番地

入江 光孝	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂589番地
津田 さく子	大阪府大阪市西区川口4丁目8番55号
川口 陸雄	大阪府堺市香ヶ丘町4丁目1番18号
澁谷 晴夫	奈良県磯城郡田原本町大字宮古296番地の16
山田 清	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂475番地の2
山田 吉秀	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂791番地の3
國雲 博康	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂475番地の2
阪田 アヤ子	大阪府守口市馬場町1丁目1番19号
坂井 義徳	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目10番9号
坂井 敬史	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目5番2号
浅井 俊宏	奈良県磯城郡川西町大字唐院211番地
新内 修子	愛知県名古屋市中区橋一丁目19番10号
新内 天平	愛知県名古屋市中区橋一丁目19番10号
新内 飛鳥	愛知県名古屋市中区橋一丁目19番10号 (メゾン橋)
新内 慶子	愛知県名古屋市中区久方1丁目150番地 (相生山)
新内 永子	福岡県福岡市東区多の津4丁目21番3号
田中 由子	和歌山県日高郡美浜町大字吉原890番地
新内 康文	大阪府羽曳野市東阪田343番地の11
杉本 喜子	愛知県豊田市大市場町郷廻222番地1 (エクスセルムラセ106)
大久保 篤文	千葉県船橋市湊町2丁目2番9-202号
	岐阜県岐阜市茜部菱野3丁目171番地 (丹羽ビル203号室)
	大阪府大阪市福島区海老江7丁目2番40号 ヨーポイ
	ソニアアソシエーツ505号
	兵庫県西宮市能登町12番53号
	愛知県名古屋市中区植田西三丁目1402番地 (メイツ植田801号)
	大阪府東大阪市近江堂1丁目7番1号
	奈良県磯城郡田原本町大字三笠152番地の6
	奈良県北葛城郡河合町池部3丁目4番15号
	大阪府和泉市いぶき野5丁目2番5-203号
	奈良県橿原市東坊城町807番地
	大阪府枚方市楠葉花園町5番5-402号
	大阪府枚方市楠葉花園町5番5-402号
	大阪府東大阪市鴻池町1丁目1番14-606号
	大阪府松原市一津屋5丁目9番13号
	大阪府松原市一津屋5丁目9番13号

桐山 一子	大阪府高槻市日吉台七番町21番20号
森田 好宏	滋賀県大津市松本二丁目9番15号
森田 有吾	17B-11-1 CASA VISTA CONDOMINIUM, JALAN KAPAS, BUKIT BANDARAYA, BANGSAR, 59100 KUALA LUMPUR, MALAYSIA
岩永 和子	三重県一志郡白山町大字上ノ村48番地106
足田 清	奈良県磯城郡田原本町大字黒田418番地
足田 滋	東京都足立区鹿浜七丁目24番15号
坊西 實汪	岡山県玉野市西田井地1818番地6
川口 昌彦	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂447番地
荒井 幸子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂629番地
荒木 幸子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂442番地
濱田 和子	大阪府堺市大浜北町3丁目11番1号
荒木 篤子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂443番地の2
百瀬 久仁子	東京都杉並区久我山4丁目37番2号
木下 宏映	滋賀県大津市皇子が丘二丁目10番25-2217号
藤原 義則	大阪府松原市天美我堂4丁目7番28号
木下 富美子	埼玉県越谷市赤山町2丁目11番地
竹田 ヨシト	奈良県奈良市田中町356番地の15 三共団地
竹田 英宣	三重県志摩市安乗1429番地5
竹田 元昭	奈良県奈良市中町356番地の15 三共団地
矢野 サカ子	大阪府松原市松ヶ丘1丁目5番29号
松岡 暁子	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂6220番地
松岡 信和	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂6220番地
尾崎 皓三	奈良県磯城郡田原本町大字黒田316番地
尾崎 慎一	奈良県磯城郡田原本町大字葉王寺137番地の5
三上 臣子	大阪府吹田市新芦屋上27番E-614号
三上 幸子	京都府相楽郡加茂町南加茂台12丁目1番地12
吉川 利雄	大阪府大阪市東住吉区田辺3丁目19番31号
松原 由佳	大阪府大阪市東住吉区田辺3丁目19番31号
松原 由季	大阪府大阪市東住吉区田辺3丁目19番31号
松原 和子	大阪府大阪市城東区森之宮1丁目2番1014号
又は 伴堂自治会	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂500番地の4

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住 所	権利の種類
伴堂耕地組合 代表者 久保文男	磯城郡三宅町大字伴堂500番地の4	土地使用権

幸田繁男	大和郡山市西岡町6番14号	土地使用権
関西電力株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号	地役権

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成16年10月29日

国土交通大臣起業の次の事業に関する収用裁決申請及び明渡裁決申立事件について、次のとおり審理を開始します。

平成16年11月9日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

- 1 事業の種類
  - (1) 一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「大和・御所道路(大和区間)」  
・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで)
  - (2) 一般国道24号改築工事(奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事
- 2 審理の期日 平成16年11月26日(金) 午前10時から
- 3 審理の場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁第一会議室
- 4 審理の対象地 磯城郡三宅町大字伴堂7番地

雑報

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第一項及び美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第四条第一項の規定に基づき、第十一回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。

平成十六年十一月九日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田 一郎

一 試験期日

- 1 理容師実技試験 平成十七年一月二十四日（月曜日）から
- 2 美容師実技試験 平成十七年一月三十一日（月曜日）から
- 3 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成十七年三月六日（日曜日）

二 試験地

- 1 実技試験は、全国四十七都道府県で行い、奈良県では、理容師試験、美容師試験共に奈良理容美容専門学校（奈良市西木辻町五七番地の一）で行います。
- 2 筆記試験は、次の都道府県で行います。  
北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

三 試験会場

別途配布する「受験の手引」の会場案内図によります。

四 試験事項

1 実技試験

(一) 理容師実技試験

(1) 理容の基礎的技術

- ア カッティング
- イ シェービング
- ウ 整髪
- エ ミディアム分髪スタイルとします。
- オ ネットシェービング、フェイスシェービング及び顔面処置を含みます。

分髪線のある基本整髪とします。

(2) 理容を行う場合の衛生上の取扱い

(二) 美容師実技試験

(1) 美容の基礎的技術

- ア 第一課題 オールウェーブセッティング
- イ 第二課題 カッティング
- エ ノーパート、オールウェーブ7段構成とします。
- オ グラデーションボブスタイルとします。

(三) 実技課題の設定条件（試験時間、技術の条件、モデルウィッグの条件、器具・用具の条件）及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布する「受験の手引」を参照して下さい。

2 筆記試験

試験課目

- (一) 関係法規・制度
- (二) 衛生管理
  - (1) 公衆衛生・環境衛生
  - (2) 感染症
  - (3) 衛生管理技術
- (三) 理容保健又は美容保健
  - (1) 人体の構造及び機能
  - (2) 皮膚科学
- (四) 理容の物理・化学又は美容の物理・化学
- (五) 理容理論又は美容理論

五 試験の免除

1 理容師国家試験

第十回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第十三条の規定に基づき、その申請により、第十一回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除されます。

2 美容師国家試験

第十回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第十三条の規定に基づき、その申請により、第十一回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除されます。

六 受験資格

1 理容師国家試験

- (一) 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に定める者
- (二) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第三条に定める者
- (三) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第五条第一項に定める者

2 美容師国家試験

- (一) 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第四条第三項に定める者
- (二) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第三条に定める者
- (三) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第五条第一項に定める者

七 受験の手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出して下さい。

1 すべての受験者が提出する書類等

- (一) 受験願書
  - (二) 写真（提出の前六か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦五センチメートル、横四センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入して下さい。）
  - (三) 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けて下さい。）
  - (四) 受験票（表面に氏名、現住所、受験地を記入したもの。）
  - (五) 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本
- 2 六の1の(一)、(三)又は六の2の(一)、(三)に該当する者が提出する書類
- (一) 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者については、平成十七年三月十七日（木曜日）までに卒業証明書を提出して下さい。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とします。

(二) 第十回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

- 3 六の1の(二)又は六の2の(二)に該当する者が提出する書類
  - (一) 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書、又は第十回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書
  - (二) 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第十回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書
- 4 試験の免除を受ける者が提出する書類
 

第十回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

八 証明書の提出

1 提出期間

平成十六年十二月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前十時から午後四時まで。

2 提出先

財団法人理容師美容師試験研修センター奈良県支部  
（奈良市三条大宮町一番一二号）

3 提出方法

受験に関する書類は、原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「理容師国家試験受験願書」又は、「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付して下さい。この場合、平成十六年十二月十七日（金曜日）までの消印のあるものに限って受け付けます。

4 受験に関する書類は、受付後は返却しません。

5 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。

6 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人理容師美容師試験研修センター奈良県支部へ直接申し出て下さい。

九 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料一三、〇〇〇円、筆記試験を受験する場合の受験手数料九、六〇〇円は、原則として銀行振込又は郵便振替（財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限りです。）により納付して下さい。この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。

#### 十 受験票の交付

1 受験に関する書類を持参した場合は、後日に送付します。

2 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人理容師美容師試験研修センター奈良支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付します。

#### 十一 合格者の発表

試験に合格した者の発表は平成十七年三月三十一日（木曜日）午前九時に財団法人理容師美容師試験研修センター奈良支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。

また合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。

#### 十二 受験の手引等の配布

受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター奈良支部まで申し出て下さい。

配布の期間は、平成十六年十一月八日（月曜日）から同年十二月十日（金曜日）までの期間の午前九時から午後五時までとします。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒（封筒の大きさは角型二号、縦三三三ミリメートル、横二四〇ミリメートル）に二四〇円の郵便切手を貼り付けたものと希望する手引きの種類区分等を記載したものを添えて、左記支部まで申し出て下さい。

配布の期間に限り受け付けます。

#### 十三 試験についてのお問い合わせ

財団法人理容師美容師試験研修センター奈良支部

（奈良市三条大宮町一番一二号）

電話 ○七四二一三三一四八〇二

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。